

設備投資に係る固定資産税が3年間ゼロになる「先端設備等導入計画」

中小企業の労働生産性の向上と設備投資の促進のため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税が最大3年間ゼロになる制度ができました。

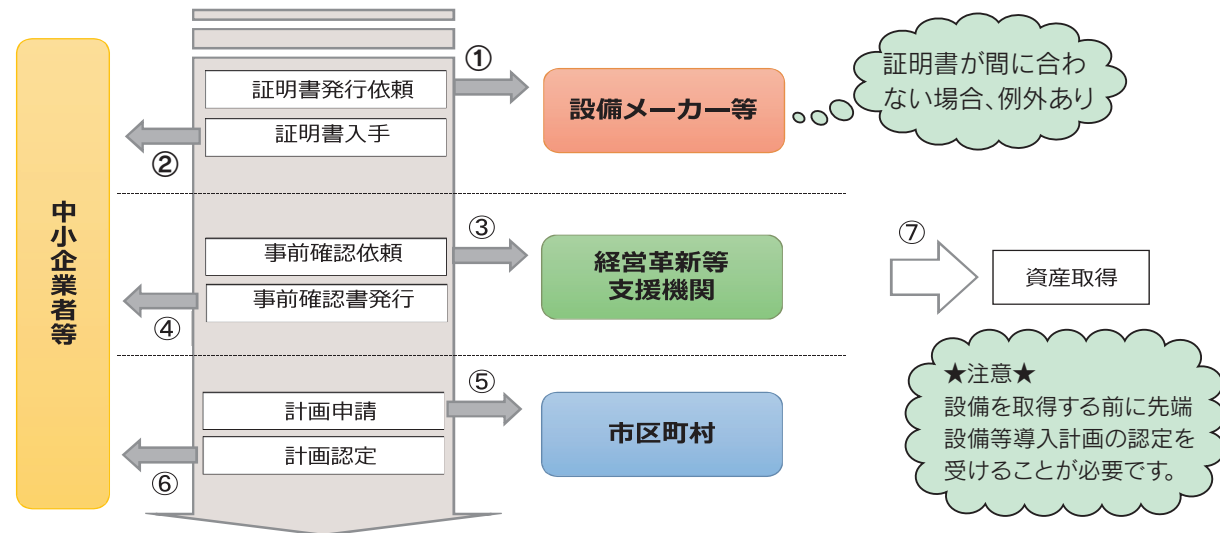
- ・ 新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ（市区町村によって対応していない場合もあります）
- ・ 国の4つの補助金で優先採択（審査時加点、補助率アップ。ものづくり、持続化、サポイン、IT補助金）
- ・ 資金調達に係る信用保証枠が拡大（別枠での追加保証、保証枠の拡大）

※中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」と別立てになっています。

要件

対象者	業種分類		先端設備等導入計画の対象者		固定資産税特例の対象者 認定を受けた左記の中小企業者のうち、以下の者（大企業の子会社を除く） ・ 資本金 1 億円以下の法人 ・ 従業員数 1,000 人以下の個人事業主等	
			資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数		
	製造業その他		3 億円以下	300 人以下		
	卸売業		1 億円以下	100 人以下		
	小売業		5 千万円以下	50 人以下		
	サービス業		5 千万円以下	100 人以下		
	政令指定業種	ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下		
		ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下		
		旅館業	5 千万円以下	200 人以下		
	事業協同組合、商工組合等					
設備の種類	資産の種類		先端設備等導入計画の対象設備		固定資産税特例の対象設備 左記のうち 160 万円以上 左記のうち 30 万円以上 左記のうち 30 万円以上 左記のうち 60 万円以上 対象外	
			対象資産	販売開始時期		
	機械装置		全て	10 年以内		
	器具備品		全て	6 年以内		
	工具		測定工具及び検査工具	5 年以内		
	建物付属設備		全て	14 年以内		
	ソフトウェア		全て	5 年以内		
	※ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと					
	労働生産性	設備等の導入による労働生産性向上の目標伸び率が、基準年度（直近の事業年度末）比で年平均 3%以上であること				
	適用期間	平成 33 年 3 月 31 日まで（下図⑦資産取得）				

手順



事務所紹介 〒604-8223 京都市中京区新町通四条上ル 新町錦ビル301号 Tel 075-212-1181 Fax 075-212-1168	〒623-0021 京都府綾部市本町 2丁目29番地の1 Tel 0773-42-1800 Fax 0773-42-9923	〒669-3309 丹波市柏原町柏原980-2 柏原センタービル Tel 0795-72-2961 Fax 0795-72-4328	公認会計士・ 税理士 3名 税理士 2名 総職員数 21名
---	--	--	--

経営財務通信

2018年11月号 Vol.7
 税理士法人
 エム・エイ・シー京都
 MAC KYOTO

特集

平成30年の年末調整で注意すべき点

年末調整申告書類の様式が変更されて、昨年まで『扶養控除等（異動）申告書』と『保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書』の2枚でしたが、今回の年末調整から『保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書』が『保険料控除申告書』と『配偶者特別控除等申告書』に分かれて、合計3枚になります。主な変更箇所は以下の通りです。

① 平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

② 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

配偶者の年間収入が **201万6千円未満** であれば、配偶者の合計所得金額（見積額）の欄に配偶者の収入金額を記入し所得金額を計算してください。

★①②共に提出時点での見積額を記入します。

TOPICS

トピックス

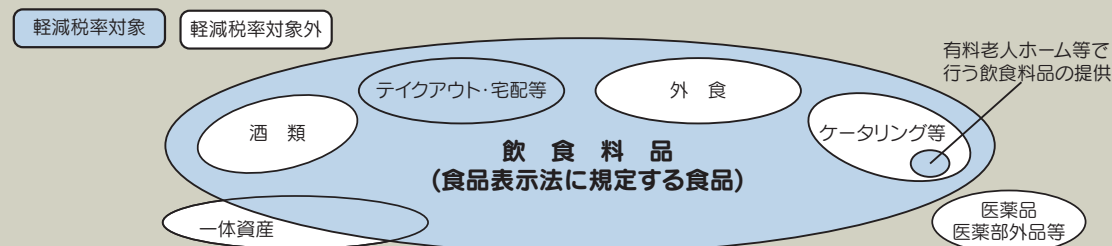
消費税の軽減税率制度が実施されます。

平成31年10月からの消費税10%引上げと同時に、「軽減税率制度」が実施されます。
軽減税率(8%)の対象品目は①飲食料品、②週2回以上発行される新聞です。
また、平成31年10月以降は、制度に対応した請求書や帳簿の保存が必要となります。

軽減税率の対象品目

対象項目	内 容	留意点
①飲食料品	食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、外食等は含まない。(下図参照)	●人の飲食用として販売されているものが対象なので、同じ植物の種でも、栽培用の種は対象とはならず(10%)、お菓子として販売されている種は対象となります(8%)。
②新聞	一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの	●定期購読契約に基づくもののみが対象です(8%)。 ●スポーツ新聞・業界紙、英字新聞等も対象です(8%)。 ●電子版の新聞は対象となりません(10%)。

図:軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



請求書・帳簿の記載様式

(平成31年10月1日～平成35年9月30日)

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用をうけるために、下記の要件を満たした請求書等及び、帳簿の保存が必要となります。

期間(※1)	請求書等(※2、※3)	帳 簿
平成31年9月30日まで	①発行者名 ②取引年月日 ③内容 ④金額 ⑤受領者の名称	①相手方の名称 ②取引年月日 ③内容 ④金額
平成31年10月から 平成35年9月30日まで	上記に加えて ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額	上記に加えて ⑤軽減税率の対象品目である旨

- ※1. 平成35年10月1日以降は、適格請求書又は適格簡易請求書の保存が必要です。
(適格請求書とは、適格請求書発行事業者が交付する、一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。)
- ※2. 3万円未満の少額な取引等は、帳簿の保存のみで良い場合があります。
- ※3. 請求書に⑥⑦の記載がない場合、自ら追記することができます。

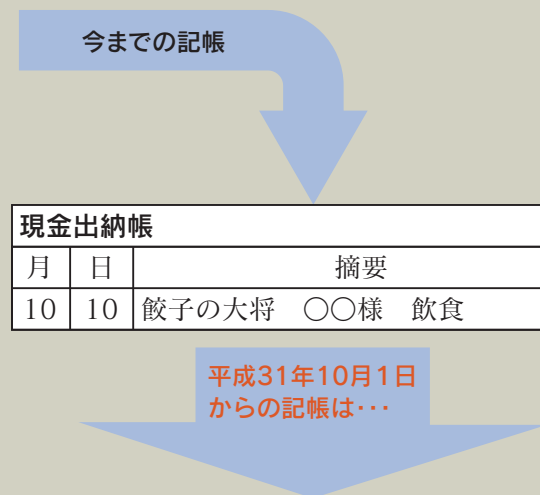
平成31年10月1日からの帳簿記載例

今回は、多くの課税事業者の方に関係する、【経費】に関する事務処理を説明します。

例)取引先と外食をし、帰りに手土産(テイクアウト)で食品を渡した場合。

■領収書の記載例

領収書 餃子の大将 平成31年10月10日		
A社 様		
餃子	@275×4	1,100 込
ビール	@550×4	2,200 込
唐揚げ	@440×2	880 込
餃子	@270×2	540 込
合計		4,720
新税率10%対象		4,180 込
軽減税率8%対象		540 込
●は軽減税率対象品目		



■帳簿への記帳例

現金出納帳		※は軽減税率対象品目		
月	日	摘要	入金	出金
10	10	餃子の大将 ○○様 飲食		4,180
10	10	餃子の大将 ○○様 手土産 ※		540

記号が軽減税率対象品目であることを明示

軽減税率対象品目であることが分かるようにする

その他に、税区分欄を設け8%と記載する方法なども認められます。

上記のように、従来は1行の記帳で済んでいた取引も、新税率10%と軽減税率8%が混在することにより、2行の記帳が必要となります。

今回は受取った側の説明ですが、発行する側は、レジや管理ソフト等が新税率・軽減税率に対応している必要があります。

現在、「軽減税率対策補助金」制度が開始しています。

レジや管理システムの改修等を行う際、その経費の一部を補助する制度です。

<軽減税率対策補助金>

対象事業者	日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者		
期限	平成31年9月30日までにレジ等の導入・改修を終え、支払いを完了したものが対象です 平成31年12月16日までに交付申請書を提出する必要があります ただし、システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合は、平成31年6月28日までに交付申請書を提出する必要があります		
上限金額	レジ1台あたり20万円、1事業者あたり200万円		
補助率	原則		2/3
	レジ1台及びその付属機器等で、合計額が3万円未満の場合		3/4
	タブレット等の汎用端末		1/2